

石巻市監査委員告示第3号

平成26年3月26日付け石巻市監査委員告示第1号で公表した建設部の定期監査結果報告及び意見について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成26年5月12日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 森 山 行 輝

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成26年3月25日付け石監第27号で指摘及び意見があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>1 都市計画課及び道路課</p> <p>【調定事務、契約事務及び財産管理事務】</p> <p>土地の借上契約及び行政財産等使用許可に係る更新手続きにおいて、次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。</p> <p>(1) 事後契約について（都市計画課）</p> <p>土地の借上に係る契約事務について、平成24年3月31日をもって契約期間が満了したものの、継続使用の事務処理については、同年4月2日付けで起案・決裁されており、同年4月1日付けで契約締結されていた。</p> <p>結果的に契約日を過ぎた事後において、契約の手続きが処理されており、不適切である。</p> <p>(2) 使用許可の事後処理について（道路課）</p> <p>行政財産目的外使用許可事務について、平成25年3月31日をもって使用期間が満了しているにもかかわらず、同年6月26日になってから、継続使用に係る使用許可申請書を受理</p>	<p>(1) ご指摘のとおり不適切な処理であり、今後、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>(2) 使用期間が満了する使用者に対しては、使用期間満了前に継続使用の意志を確認するための通知を送付し、更新希望者からは、遅延なく使用許可申請書を提出させ、適正な事務処理を行ってまいります。</p>

し、同日付けで起案・決裁し、同年 4 月 1 日からの使用を許可していた。

継続使用となることから、使用期間満了日の翌日 4 月 1 日からの使用許可を与える必要があるため、本来であれば、それ以前に継続の意思を確認すべきであった。事後になってから使用許可の手続きを行ったことは、財産管理を怠っているものであり、不適切である。

適切な財産管理を徹底されたい。

(3) 不適正な調定事務及び使用許可の事後処理について（道路課）

公共物使用料の調定事務及び公共物使用許可事務について、平成 25 年 3 月 31 日をもって使用許可期間が満了し、継続使用の許可手続きがなされていないにもかかわらず、平成 25 年度分の使用料の調定を行い、納入通知書が送付されていた。

当該使用者は、全て継続使用を希望しているとのことで、後日、使用許可の手続きを行ったものの、許可を与えていない状況において、納入義務者として調定を行い、納付書を送付することは、調定事務として極めて不適正であり、かつ上記(2)と同様に、事後になってから使用許可に係る事務処理を行うことは、財産管理としても不適切である。

今後は、使用期間が満了となる使用者に対しては、使用期間の更新の有無について、遺漏なく確認を行うなど、適切な財産管理を徹底されたい。

なお、使用許可を行っている公共物のうち、特定の者の使用が常態化しているもので、かつ公共物としての用途

(3) 調定時には使用許可書の写しを添付し、決裁過程において許可済であることが確認できるように事務処理を行っていましたが、ご指摘のありました件につきましては、使用許可事務が未了であったにもかかわらず調定をしてしまったものです。

今後は、使用期間が満了する使用者に対し、使用期間満了前に継続使用の意志を確認するための通知を送付し、更新希望者からは、遅延なく使用許可申請書を提出させ、適切な時期に使用許可事務を完了のうえ、適正な調定事務を行ってまいります。

また、公共物としての用途が失われているものにつきましては、使用者への払下げを検討してまいります。

<p>が失われているものについては、使用者への払下げを行うことが望ましい。</p>	
<p>2 建築課</p> <p>【財産管理事務】</p> <p>平成 21 年度に購入した庁用自動車(トヨタ・デュエット)について、備品台帳への登載がなされていなかった。</p> <p>当該庁用自動車は、平成 19 年 4 月に旧公立深谷病院企業団から本市へ引き継いだもので、当初はリース車として、平成 21 年 5 月までの間、使用されていた。その後、リース期間の満了と同時に買取したものの、その際に備品台帳への登載手続きを失念したため、これまで備品台帳への登載が漏れていたものであり、財産管理として極めて不適切である。</p> <p>については、石巻市会計規則第 80 条第 3 項の規定に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>本来なら、平成 21 年度にリース車を購入した時点で、備品台帳に登載すべきところ、事務手続きを怠っておりました。</p> <p>事務処理につきましては、平成 25 年 4 月 1 日付けで、登載手続きを行いました。</p> <p>今後、このようなことがないように、適切な財産管理を行ってまいります。</p>

2 指摘事項

平成22年度監査時に指導をしたにもかかわらず改善が見られない事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>1 都市計画課</p> <p>【契約事務】</p> <p>土地の借上げに係る賃貸借契約について、前回の定期監査において次のとおり指導した4件の契約のうち1件が改善されておらず、条項中に「翌年度以降の予算に減額又は削除があった場合は当該契約を解除する」旨の条件を付すことなく長期継続契約により契約を締結していた。</p> <p>なお、複数年契約とする場合において、解除条項を付して長期継続契約により契約することができない場合は債務負担行為を設定して契約すること。</p> <p>[前回指導事項]</p> <p>長期継続契約により複数年契約としている土地の借上契約について、条項中に「翌年度以降において歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の解除条項を付していないので、複数年契約とする場合は解除条項を付した長期継続契約とするか債務負担行為の設定をし、さもなければ単年度契約とすること。</p>	<p>前回の監査で指導いただいた契約4件のうち、3件につきましては、条項を追加し、契約いたしました。1件につきましては、相手方の契約様式であったため、解除条項が追加出来なかったものであることから、今後は債務負担行為の設定又は単年度契約のいずれかに改めてまいります。</p>
<p>2 道路課</p> <p>【徴収事務】</p> <p>道路占用料に係る徴収事務について、前回の定期監査において指導した次の事項については、改善されておらず、納期限を5月31日とした納入通知書が送付されていた。</p> <p>石巻市道路占用条例第3条第1項のただし書きの規定に基づき適正に処理する</p>	<p>道路占用許可申請のうち、占用期間が単年度のものと同様に翌年度以降にわたるものに区分した簿冊を作成した上で、翌年度以降にわたるものの簿冊には、全ての納期限が4月30日であることを明記するなどの工夫をし、条例の規定どおりの適正な事務処理を行ってまいります。</p>

<p>こと。</p> <p>[前回指導事項]</p> <p>道路占用料について、道路占用料条例において、占用の期間が翌年度以降にわたる場合、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものと規定されているにもかかわらず、納期限を7月30日とした納入通知書を送付していた。</p>	
<p>3 道路課</p> <p>【契約事務】</p> <p>土地の借上げに係る賃貸借契約について、前回の定期監査において指導した次の事項については、改善されておらず、条項中に「翌年度以降の予算に減額又は削除があった場合は当該契約を解除する」旨の条件を付すことなく長期継続契約により契約を締結していた。</p> <p>なお、複数年契約とする場合において、解除条項を付して長期継続契約により契約することができない場合は債務負担行為を設定して契約すること。</p> <p>[前回指導事項]</p> <p>長期継続契約により複数年契約としている土地の借上契約について、条項中に「翌年度以降において歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の解除条項を付していないので、複数年契約とする場合は解除条項を付した長期継続契約とするか債務負担行為の設定をし、さもなければ単年度契約とすること。</p>	<p>相手方の契約様式であったため、解除条項が追加出来なかったものであることから、今後は債務負担行為の設定又は単年度契約のいずれかに改めてまいります。</p>

3 監査結果報告に添える意見

組織及び運営の合理化に資するため、事務等の改善を検討されたい事項

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p>○ 目的外使用許可による一時的な市営住宅への入居について（建設部住宅管理課）</p> <p>平成 22 年度において、自宅を競売により失い車中泊をしている者から市営住宅への入居について相談があったものの、入居基準を満たしていないため、本来であれば入居は認められないところであるが、人道的な配慮から、緊急避難として平成 23 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間で行政財産目的外使用許可により、一時的に市営住宅への入居を認めたところである。</p> <p>その後、入居者から、住居の確保ができないため、引き続き使用許可の申請があり、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで及び平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 2 回にわたり使用許可期間が延長されており、この間の使用料（家賃）についても、当該入居者への配慮から市営住宅における最下位の分位の家賃相当額を適用し月額 2,800 円としていたところである。</p> <p>しかし、使用料（家賃）については、これまで全く納入されていない状況となっているほか、平成 25 年度においては、使用許可は行っていないものの現在も入居が続いている現状となっている。</p> <p>このような状況になった要因のひとつとしては、平成 23 年 2 月の入居開始直後に東日本大震災が発生し、入居者を取り巻く環境が更に悪化したことなどが考えられる。このような状況を考慮した場合、これまで使用許可を更新してきたことは</p>	<p>相談者が車中泊をしているという状況から緊急避難的に一時使用を許可したものでありますが、事案発生当初から福祉部と連携を取り、安定的な生活の確保を図りながら、居住先の手配等を行う等の対応が必要であったものと思われます。</p> <p>今後は、今回のケースを教訓として住宅困窮者のセーフティネットとしての市営住宅のあり方について、福祉部と連絡・連携体制の強化を図り、ルール確立を進めてまいります。</p> <p>なお、当該入居者につきましては、現時点での入居要件の有無について確認の上で、仮に要件を満たしているものであれば、滞っている使用料の納入の誓約を条件に、公営住宅法に基づく入居許可の検討を行ってまいります。</p>

やむを得ない対応であったと理解できるが、根本的な問題は、初期の段階において、建設部のみで対応しようとしたことであり、福祉部がなんら関与していなかったことである。この対応を取られなかったことそのものが問題を長期化、複雑化させることになった原因と考えられる。

については、今回のケースを教訓として、将来に向けた対応策を講じておくことが重要となるので、今後、同じようなケースが発生した場合の対応について、改めて福祉部と協議し一定のルールを確立しておくべきである。